

㈱福井観光トラベルサービス 国内募集型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

お申し込みの際には、本「旅行条件書」を必ずお読みください

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、㈱福井観光トラベルサービス(以下「当社」という)が企画・募集・販売する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配をし旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレット・本旅行条件書(以下「契約書面」という)・出発前にお渡しする最終旅程表および当社旅行業約款募集型企画契約の部(以下(約款)という)によります。
- (4) 「募集型企画旅行」とは、当社が旅行者募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容、ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2. 契約の申込み

- (1) 当社に募集型企画旅行契約のお申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める申込金を添えてお申込みいただきます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (7) 旅行代金の額は下記の通りです。なお申込金は後記する「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部または全部として取扱います。

旅行代金 (お1人様)	3万円 未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円 以上
申込金 (お1人様)	6,000円以上	12,000円以上	20,000円以上	30,000円以上	旅行代金の20%

3. 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
 - (2) お客さまが次の①から④のいずれかに該当したとき。
①お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるそれがあるとき。
②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

4. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付した時に成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客さまが当社に支払う金銭の一部に充当します。
特約書面を交付した時に成立します。

5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- (1) 当社は、契約書面を補完する書面としてお客様に、集合時刻、場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。尚、お渡しする方法には、郵送を含みます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金は、パンフレットに明示した期日までにお支払いいただきます。

- (2) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定された時はその差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図る為やむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9. お客様の交替

- (1) お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこと、又は、構成者の変更を行うことができます。この際、当社の定める交替に要する手数料を頂きます。(既に航空券を発行している場合、別途、再発券関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 当社は、(1)に拘わらず、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10. お客様による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前の解除
①お客様は、第11項取消料に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当社の営業時間内にお受けいたします。
②お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
1) 第8項旅行契約内容の変更に基づき契約内容の重要な変更があった場合但し、その内容が第17項旅程保証の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
2) 第7項 (2)に基づき旅行代金が増額されたとき。
3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるなる恐れが極めて大きいとき。
4) 当社がお客様に対し、第5項契約書面と第6項最終旅程表のお渡し6項(1)に記載の最終旅程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
③当社は本項(1)①により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻します。

(2) 旅行開始後

- ①お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
②お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合にはお客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
③本項(2)②の場合において当社は、旅行代金うち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻し致します。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻し致します。

11. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料をいただきます。なお複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様から1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。
①国内旅行にかかわる取消料(旅行開始日の前日から起算します。)

取消日	21日目に 当る日迄	20前以降8日目に 当る日迄	7日目を以降2日目に 当る日迄	旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始後の解除 無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

②日帰り旅行にかかわる取消料(旅行開始日の前日から起算します。)

取消日	21日目に 当る日迄	20前以降8日目に 当る日迄	7日目を以降3日目に 当る日迄	旅行開始日の 2日前	旅行開始日の 前日	旅行開始後の解除 無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の50%	旅行代金の80%	旅行代金の100%	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- (1) 当社の定める申込期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。
- (2) 旅行代金が前日迄に支払われない時は、当社は当日期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。

12. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ①お客様が当社所定の期日迄に旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は第11項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払します。
- ②当社は次あげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - 1) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - 2) お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - 3) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - 4) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - 5) お客様の人数が、契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算して遡って、13日目(日帰り旅行については3日前)に当る日より前に旅行中止のご通知を致します。
 - 6) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
 - 7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 8) お客様が、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 9) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
 - 10) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

(2) 旅行開始後

- ①当社はに次あげる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- ②お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- ③お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。
- ⑤お客様が、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ⑥お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
- ⑦お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
- ⑧当社が本項(2)の①の規定に基づき旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅致します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものと致します。
- ⑨解除の効果及び払い戻し
本項(2)の①に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払、又はこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担と致します。この場合、当社は旅行代金の内、お客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻し致します。
- ⑩本項(2)の①1)、3)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配を致します。

13. 旅行代金の払い戻し

- 当社はお客様に対して払い戻しすべき金額が生じたときは、次の通り払い戻し致します。
- ①旅行開始前の旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻し致します。
 - ②旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払い戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻し致します。
 - ③クーポン類の引き渡し後の払い戻しについてはお引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払い戻しができないことがあります。
 - ④本項①②の規定は第15項当社の責任又は第18項のお客様の責人で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

14. 添乗員

- ①添乗員が同行する旨を表示したコースには、添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施する為に必要な業務を致します、旅行中は日程の円滑な実施と安全の為、添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時迄とします。
- ②添乗員が同行しない旅行においては、お客様が旅行サービスの提供を受ける為に必要なクーポン類をお渡し致しますので旅行サービスの提供を受ける為の手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。
- ③添乗員が同行しない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

15. 当社の責任

- (1)当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2)お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

16. 特別補償

- (1)当社は、第15項当社の責任(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるかを問わず、約款の特別保証規定で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激且つ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円・通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にに係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。）として支払います。

17. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金をお支払します。ただし、当該変更について当社に15項当社の責任(1)の規定に基づく責任が発生する事が明らかな場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部又は一部としてお支払い致します。尚、お支払額が1契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金はお支払しません。

当社が変更補償金を支払う変更	一件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

18. お客さまの責任

- (1)お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

19. 事故等のお申し出について

- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

20. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させて頂くほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2)当社は、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等お客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させて頂くことがあります。

21. 約款準拠

- 本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行の部)に定めるところによります。

総合旅行業務取扱管理者：加藤 拓哉

総合旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取扱う取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、上記取扱管理者がご説明いたします。